

新潟県立自然科学館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第25号**

新潟県立自然科学館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県立自然科学館条例施行規則（昭和56年新潟県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(入館料等の免除)</p> <p><b>第3条</b> 条例第10条の規定により免除することができる場合は次に掲げる者が入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合とし、当該場合に免除する額はその者の入館料、特別入館料及びプラネタリウム観覧料の全部とする。</p> <p>(1) <u>小学校及び義務教育学校の前期課程</u>の児童並びに<u>中学校、義務教育学校の後期課程</u>、高等学校及び中等教育学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合の引率者</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県内に所在する小学校又は義務教育学校の<u>前期課程</u>の児童及び中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>又は中等教育学校の前期課程の生徒が教育課程に基づく教育活動としてプラネタリウムを観覧する場合並びに県内に所在する児童自立支援施設の入所者が改正法附則第7条第1項に規定する教科においてプラネタリウムを観覧する場合は、プラネタリウム観覧料の全部を免除する。</p> <p>(入館料等の免除)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県内に所在する小学校又は義務教育学校の<u>前期課程</u>の児童及び中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>又は中等教育学校の前期課程の生徒が教育課程に基づく教育活動としてプラネタリウムを観覧する場合並びに県内に所在する児童自立支援施設の入所者が改正法附則第7条第1項に規定する教科においてプラネタリウムを観覧する場合は、プラネタリウム観覧料の全部を免除する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(入館料等の免除)</p> <p><b>第3条</b> 条例第10条の規定により免除することができる場合は次に掲げる者が入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合とし、当該場合に免除する額はその者の入館料、特別入館料及びプラネタリウム観覧料の全部とする。</p> <p>(1) 小学校の児童並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合の引率者</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県内に所在する小学校の児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒が教育課程に基づく教育活動としてプラネタリウムを観覧する場合並びに県内に所在する児童自立支援施設の入所者が改正法附則第7条第1項に規定する教科においてプラネタリウムを観覧する場合は、プラネタリウム観覧料の全部を免除する。</p> <p>(入館料等の免除)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県内に所在する小学校の児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒が教育課程に基づく教育活動としてプラネタリウムを観覧する場合並びに県内に所在する児童自立支援施設の入所者が改正法附則第7条第1項に規定する教科においてプラネタリウムを観覧する場合は、プラネタリウム観覧料の全部を免除する。</p> <p>3 (略)</p>

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。